

(8) パロディ (122-5条1項④)

条文では、「パロディ、模作および風刺画。ただし、当該分野の決まりを考慮する」と規程され、パロディ、模作(パステーション)および風刺画(カリカチュア)が列挙されているが、これらに厳密な区別はなく、パロディがこれらを総称する用語として汎用的に用いられる。なお、情報社会指令5条3項(k)もこれらを権利制限の対象としているが、これらの定義はない。パロディは、表現の自由に基づき認められる例外であり、風刺やユーモアはフランスの伝統といわれている。

パロディの例外が認められるための条文上の要件は、パロディ、模作および風刺画に該当すること、および当該分野の決まりを考慮することである。最近の破毀院判例(破毀院2019年5月22日判決18-12.718 マリアンヌの胸像事件)によれば、①パロディ作品はユーモラスな性格を持つこと、②パロディ作品の元となった著作物との混同のおそれがないこと、および③元となった著作物の権利者の正当な利益を害しないこと、という3要件が示されている。

欧州司法裁判所(2014年9月3日判決C-201/13 Deckmyn 事件)においても、パロディの本質的な特徴として、第1に、既存の作品との明白な相違を示す一方で既存の作品を想起させること、第2に、ユーモアや嘲笑の表現を構成することが挙げられている。

パロディは、皮肉や風刺のように、既存の著作物を辛辣な言葉や面白おかしくすることによって変形することであるといわれてきたが、拡張的に解釈されオマージュもパロディとして認められるようになったため(パリ控訴院1993年5月11日判決枯葉事件)、皮肉・風刺や辛辣さは必須ではなく、ユーモアの性格を有することをもって足りると考えられている。

パロディの例外が成立するためには、パロディとその対象となった元の著作物との混同のおそれがないことが必要であり、そのためにはパロディ作品が元の著作物自体またはその抜粋でないことが公衆にとって明確に区別できることが必要であるとされる(破毀院1990年3月27日判決ブレール事件)。通常は、ユーモアの性格があれば、混同のおそれを避けることができると考えられている。

当該分野の決まりは、慣例による。パロディが同一性保持権に対する侵害に該当するかどうかは問題となるが、元の著作物の著作者はパロディを甘受することが求められる。ただし、行き過ぎた変質は認められない。また、パロディに該当するとして著作権法上は合法とされても、不法行為責任の問題は残りうる。

パロディ(特に前掲マリアンヌの胸像事件)についての参照記事はこちら。

<https://jrcc.or.jp/no356/>